

令和4年度 桃川小学校

# いじめ防止基本方針

**前橋市立桃川小学校**

〒371-0044

前橋市荒牧町一丁目46番地11

027-231-1779 (職員室)

027-231-1781 (FAX)

## はじめに

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止など（いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 1 いじめに対するの教職員・学校の意識

教師の人権意識  
教職員の  
校内研修の実施

いじめを許さない  
児童を育てる  
教育活動

いじめの早期発見  
早期対応に向けた  
組織的計画的取組

教育相談体制の  
充実活動

- ・ いじめは全ての児童等に関する問題である。
- ・ いじめ防止のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ・ いじめは絶対に許さない。
- ・ いじめは遊びやふざけ合いを装って行われることもあり、気付きにくい場合もあるという共通理解をしておく。
- ・ 学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・ 国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

### ○いじめの未然防止に向けた手だて

学級経営の充実

- ・ 豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資すると踏まえ、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 発達障害・外国籍児童・災害避難児童等への理解を深め、1人1人を大切にした指導にあたる。
- ・ 人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を徹底し、正しい言葉遣いができる集団を育てる。

授業中の生徒指導

- ・ 「楽しい・分かる授業」を通して子どもたちの学びあいを保障する。
- ・ 体験活動を取り入れた学習から様々な人との交流ができるようにする。

道徳

- ・ 「いじめ」を題材として取り上げることを指導計画に位置づける。
- ・ 「いじめ」を許さない心情を深める授業を工夫するとともに人権意識の高揚を図る。
- ・ 情報モラル教育と合わせ、インターネット上のいじめについて触れる授業を設ける。

### 学活・行事

- ・「いじめ」を題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合わせる。話し合い活動を通して、学級の諸問題の解決を図る。
- ・行事は、子どもたちの挑戦・達成感・感動など人間関係の深化が得られるよう企画する。
- ・5月、12月のいじめ防止月間において、いじめを許さないという考えを児童に伝え、児童自身が自分達でいじめについて・よりよい学校のあり方について考えを深められるような活動を行う。
- ・インターネット上でのいじめなど新たないじめのあり方についても児童に知らせ、機会を見つけて指導をしていく。

### 児童会活動

- ・子どもが自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進める。  
(例) 児童会による「いじめ防止宣言」「あいさつ活動」など

## 2 いじめの早期発見について

### いじめを発見する手だて

- 子どもの日常の状況（生活ノート、休み時間や放課後の雑談等）を通して気になる児童の様子に目を配る。
- 複数の教員の目による発見。教師間の情報交換を緊密に行う。
- 心のアンケート調査
  - ・学校全体で計画的に取り組む。
  - ・毎月末・長期休業明けに実施。記名で行う。必要に応じてアンケートの内容仕方の見直し・検討を行う。
- 定期及び随時教育相談を行う。

### いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えるのは、人権と命を守る立派なことだと日頃から指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
  - ・担任だけでなく話しやすい教員誰にでも相談してよいことについて。
  - ・スクールカウンセラーなどの相談員への申込み方法について。
  - ・学校の電話やメールなどを利用した多様な相談方法について。
- 関係機関へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
  - ・いじめ対策室、市の相談機関 等

### 保護者や地域からの情報提供

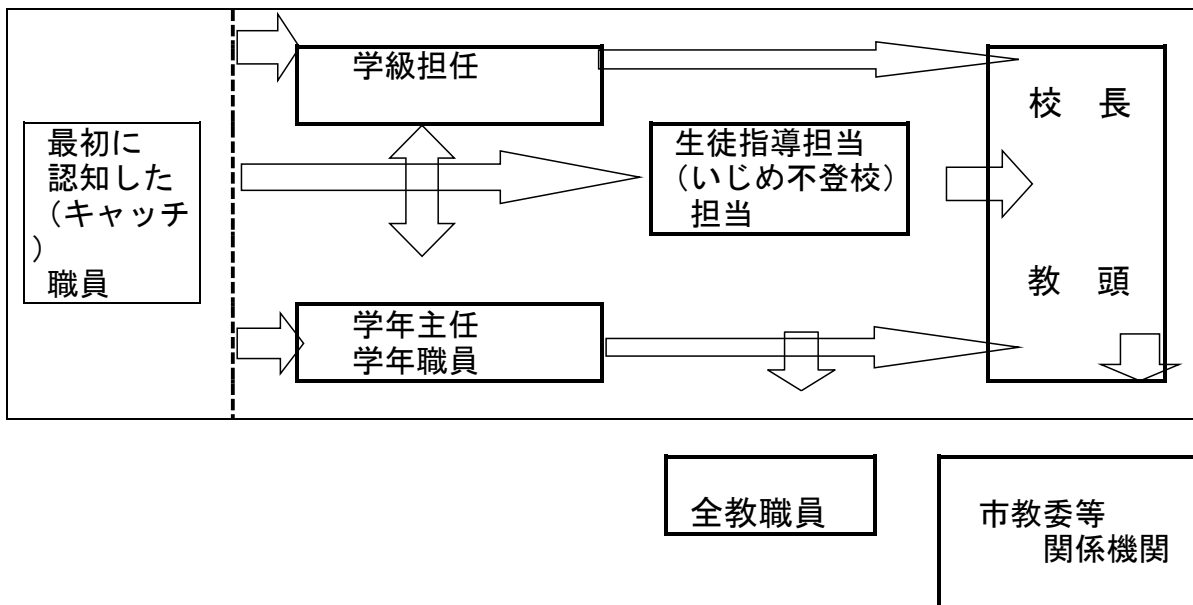
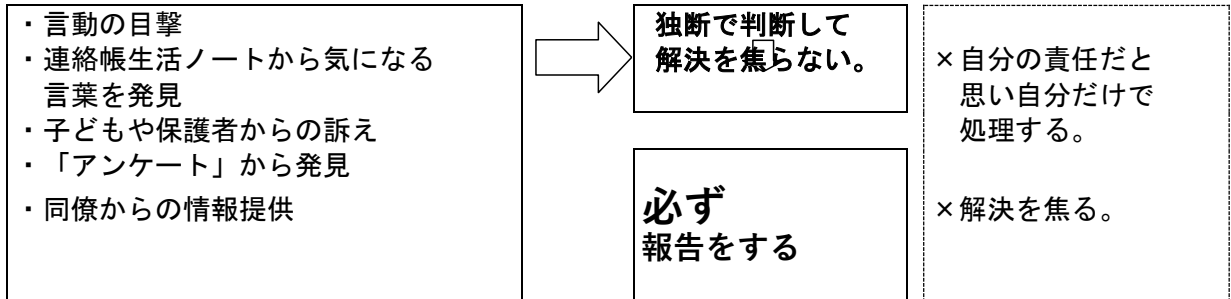
- いじめ問題に対する学校の考え方や取組を学校通信などで保護者に周知し、共通認識に立った上で協力を求めるとともに、**保護者からの訴えには真摯に耳を傾ける。**
- サポート会議・地区の催し等で学校側のいじめ問題・人権教育への取り組みを伝え、情報提供を呼びかけておく。

## 2 いじめの発見から解決まで

### ○発見から指導・組織的対応の展開

#### ①いじめの発見（気になる情報）のキャッチ

<してはいけないこと>



#### ②対応チーム編成・対応方針の決定・役割分担

○上記の職員等でチームを編成する。

○情報の整理

- ・いじめの様態、関係者・被害者・加害者・周囲の子どもの特徴など。
- ・全職員に情報を提供する。

○緊急度の確認

- ・自殺、不登校、脅迫、暴行、等の危険度を確認する。
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

○役割分担

- ・被害者の聴取と支援
- ・加害者の聴取と指導
- ・周囲の児童と全体への指導
- ・保護者、関係機関への対応

### ③事実の究明と支援・指導

#### ○事実の究明

- ・ いじめの状況、きっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく支援を行うようにする。
- ・ ①被害者、②周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）、③加害者の順に行う。

#### 事情聴取の留意点

- ・ 被害者、周囲にいた子、加害者ともに人目につかない場所と時間に配慮する。
- ・ 子どもが話しやすい人、場所に配慮する。
- ・ 子どもが話をしやすい環境を整え、教師は情報をメモして整理していく。
- ・ 複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・ 情報提供者の秘密は厳守し、報復等がおこらないようにする。
- ・ 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明をする。

#### 事情聴取の段階ではいけないこと

- × 被害者・加害者を同室で話をきくこと。
- × 注意・叱責・説教だけで終わること。
- × 双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- × 単に、謝ることだけで終わりにすること。
- × 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

### ④いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導と、保護者との連携

いじめの指導記録の集積と共有化を図るため記録を残しておく。

#### 1 被害者への対応

- ・ 徹底していじめられた子の味方になる。
- ・ 表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。
- ・ 学校は、いじめている側を絶対に許さないことと、今後の指導について伝える。
- ・ 生活ノートや面談等を定期的に行う。

#### 保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として子どもを守り支援していくことを伝え、支援方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに子どもの様子について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌が分かるまで相手の保護者との接触を避けてもらう。
- ・ 安易に終結せず、経過観察を行う方針を伝え理解と協力を得る。

#### 2 加害者への対応

- ・ 心情を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させ、加害者であることの自覚をもたせる。
- ・ 教師は中立の立場で嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ・ いじめは許されないことを理解させ、責任転嫁を許さない。
- ・ 教師との交流を通して、成長させる。

### 保護者との連携

- ・ 事情聴取後、家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実確認をする。
- ・ 相手の状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ・ 経過や子どもの変容をまめに伝える。
- ・ 非協力的で、無理解な保護者には、場や対応する指導者を変えたりして、改めて事実の確認と指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

### 3 観衆・傍観者への対応

- ・ 周囲ではやし立てるのはもちろん、傍観していることも、いじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめの事実を伝えることは「ちくる」こととは違い、人権と命を守る立派な行為であることを指導し、いじめの事実は早期に伝えさせる。
- ・ 行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、今後どのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・ 学級活動等を通して、十分な注意を怠らず、継続して指導を行う。

### 日頃の保護者との連携

- ・ 年度当初から「いじめ」に対する学校の認識・方針・対応方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
- ・ 保護者と密に連携し、適切な対応をとるとともに、継続して助言を行う。

### ⑤いじめの解決

- ・ いじめについて当事者同士で解決し、事後経過観察3ヶ月以上を経た後もいじめの再発がなく、過ごせている場合、いじめが「解消」したと判断する。ただし、解消後も見守りは継続する。学年をまたぐ際には、引き継ぎを行い見守りが継続できるようにする。

### ◎ 連携を必要とする状況

必要に応じて外部関係者と連携していじめ対応にあたる。  
SC、SA、市・県教委、児童相談所、警察、医療機関 等